# 公　告

## 諸事項

### 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第１５７７号**
北海道北広島市大曲光１丁目２番地８
債務者　岩泉　英俊（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１７１２号**
札幌市中央区南25条西14丁目１番３号　ベストハイツ102号
債務者　高橋　雄也
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１７７４号**
札幌市手稲区前田２条13丁目２番１号
債務者　石垣　保子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１７９０号**
札幌市北区北36条西４丁目２番２―503号
債務者　宮本亜沙実
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１７９９号**
北海道北広島市輝美町５番地１　Ａ６―13
債務者　藤井　隆子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１８４４号**
札幌市清田区北野６条２丁目７番33号
債務者　川東奈緒美
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１１０号**
北海道苫小牧市澄川町１丁目４番13号、住民票上の住所北海道苫小牧市しらかば町１丁目20番６号
債務者　村山　静江
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２６年（フ）第１２０号**
北海道苫小牧市緑町１丁目１番２号　グラン・ド・ヌーヴ202号
債務者　小坂　祐介
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２６年（フ）第５４２号**
宮城県宮城郡利府町葉山１丁目26番地２
債務者　中村　智紀
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第５６５号**
仙台市若林区穀町25番地　穀町ハイツ207
債務者　三上　富徳
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第１７８号**
秋田市川元開和町12番２号　レオパレス川元開和町第二204号室
債務者　髙橋　聖史
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２０２号**
秋田市桜ガ丘４丁目２番地３　県営住宅２―104号、前住所秋田市茨島２丁目２番12号アーバンハウス茨島107
債務者　渡部　順一
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２０３号**
秋田市桜ガ丘４丁目２番地３　県営住宅２―104号、前住所秋田市茨島２丁目２番12号アーバンハウス茨島107
債務者　渡部マリ子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第６７号**
山形県東置賜郡高畠町大字高畠27番地の１鈴の家アパート101
債務者　内山　力弥
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２６年（フ）第３８号**
茨城県潮来市日の出２丁目16番地１
債務者　小岩井恵美（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２６年（フ）第５３号**
茨城県鹿嶋市大字下津781番地194　高野アパート203
債務者　折笠　知恵
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部